

## 仕様書

(街頭防犯カメラネットワーク用通信回線提供業務)

京都府警察本部

## 第1章 総則

### 1 街頭防犯カメラネットワークシステムの概要

(1) 街頭防犯カメラネットワークシステム（以下「本システム」という。）は、路上等に街頭防犯カメラ（以下「カメラ」という。）を設置し、各カメラと京都府警察本部（以下「警察本部」という。）に設置する記録装置及び専用端末をネットワーク回線（閉域網）で接続し、画像データを同記録装置に保管するとともに、カメラ及び画像データを専用端末で一元的に管理するシステムである。（以下、カメラ、記録装置及び専用端末を「機器等」という。）

#### (2) 閉域網

本システムでは、閉域 LTE回線（無線区間）及びIP-VPN回線（有線区間）により、インターネットを経由しないクローズドネットワーク（閉域網）を実現し運用するものとする。

### 2 適用範囲

本仕様書は、本システムのうち閉域網を構築するために必要なネットワーク回線（サービス及びハードウェアを含む。以下「回線等」という。）の導入、利用及び保守（以下「本件業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### 3 契約期間等

(1) 回線等の導入期限は、令和8年2月28日までとする。

(2) 本システムの運用開始日は、令和8年3月1日とし、回線利用期間及び保守期間は、令和8年3月1日から令和13年2月28日までとする。ただし、警務部警務課治安総合対策室（以下「担当者」という。）が指定する機能の動作確認を行うために、契約締結後に担当者が別途指示する評価期間を運用開始日までに設けるものとし、運用開始日までの保守については、受注者の負担とする。

(3) 回線等の導入完了から運用開始までの間は、仮運用期間として回線等を利用できること。

なお、仮運用期間中の回線利用料は受注者の負担とする。

(4) 仮運用期間中の保守対応については、回線利用期間と同等の保守対応とする。

### 4 警察本部窓口

契約締結後、本仕様書に係る連絡窓口は、担当者とする。

### 5 運用の中止及び再開

(1) 発注者は回線の利用期間中、発注者の事情により、当該全部又は一部の回線の利用を中止又は再開することができるものとする。

(2) 発注者は、回線の利用を中止又は再開する場合、事前に受注者に連絡するとともに、両者において協議の上、別途書面によりこれを定めるものとする。

なお、利用中止期間における当該回線の回線利用料については発生しないものと

する。

## 【入札説明書用】

### 6 質疑等について

- (1) 本仕様書に関する事前の確認及び内容についての質疑は、書面により行うこと。
- (2) 質疑等の内容及び回答については、入札資料を受領している全ての業者に配付する。ただし、警察情報システムの情報セキュリティを侵害するおそれがある事項については、その旨のみを回答し、質疑は受け付けない。

### 7 情報セキュリティ管理体制等の確認

受注者は、第三者による情報セキュリティ管理体制等の認定を受け、入札日までに次のいずれか又は同等以上のものを取得済みであること。

- I SMS 認証
- P マーク

なお、前記の事項を証明する書類（写し）を入札参加資格審査までに総務部会計課（以下「会計課」という。）に提出し、担当者の確認を受けること。

### 8 入札の中止

発注者が別途予定している本システム機器等の賃貸借に係る一般競争入札を実施する当たり、当該入札が不調もしくは不落となり、機器等の調達が困難であると発注者が判断した場合、回線に係る本件業務の一般競争入札を中止することがある。

## 【契約書添付用】

### 6 質疑等について

本仕様書に関する事前の確認及び内容についての質疑は、書面により行うこと。ただし、警察情報システムの情報セキュリティを侵害するおそれがある事項については、その旨のみを回答し、質疑は受け付けない。

### 7 情報セキュリティ管理体制等の認定

受注者は、契約期間中は第三者による情報セキュリティ管理体制等の認定を受け、次のいずれか又は同等以上のものを取得していること。

- I SMS 認証
- P マーク

## 第2章 基本的事項

### 1 遵守事項

- (1) 回線等の選定は、本仕様書に従うこと。
- (2) 法令、規則、技術基準等が規定されている場合は、その規定に従うこと。
- (3) 回線等の導入及び成果物の書式並びに提出方法については、担当者の指示に従うこと。
- (4) 本件業務に係る作業期間中、遅滞なく作業を進めるとともに、定期的に進捗状況を発注者に報告すること。作業計画に影響を及ぼすおそれのある事態が発生した場合は、速やかに状況を発注者に報告するとともに、事態の解決に努めること。
- (5) 本件業務に係る作業を行う場合に、発注者の通常業務に支障を与えることのないよう十分に配慮すること。
- (6) 受注者は、回線等を導入し本システムを構築するに当たり、やむを得ず仕様を変更する必要がある場合、発注者と協議すること。
- (7) 発注者が別途賃貸借する機器等の調達事業者（以下「機器等調達事業者」という。）と調整し、契約期間中において本システムが正常に運用できるようにすること。
- (8) そのほか、本件業務について、疑義が生じた場合には、その都度、担当者と協議すること。

### 2 閉域網の構成

「別紙1 システム構成図」のとおり

### 3 設置場所

「別紙2 設置場所一覧」のとおり

### 4 図書類

#### (1) 承認図書

受注者は、契約締結後速やかに、本仕様書に記載する回線等の規格・性能等について、次の書類を発注者に提出の上、担当者と打合せを行い、承認を受けること。

- ア 回線等一覧表
- イ 回線等仕様書
- ウ サービス仕様書
- エ 作業計画・手順書

#### (2) 完成図書

受注者は、回線等の導入後、遅滞なく次の書類を発注者に提出すること。

- ア 回線等仕様書
- イ サービス仕様書
- ウ 設置図面
- エ 試験成績書
- オ 連絡体制表

カ 回線等に係る設定内容についての説明書

(3) 提出部数

図書類は、紙媒体2部、電子データ1部をそれぞれ発注者に提出すること。

なお、紙媒体にあつてはA4版、電子データにあつては発注者が指定するデータ形式で提出すること。

(4) その他

ア 一貫性のある図表等を用いて、明解かつ詳細に記載すること。

イ 加除式とし、内容の変更、訂正等が容易に行える形態で行うこと。

ウ 修正する必要がある場合は、提出した部数すべてを差し替えて修正すること。

5 回線等について

受注者は、回線等の候補について、本システムの運用環境を念頭に、発注者が別途調達する機器等の動作に支障がないことを確認した上で、本システムの運用に支障がない回線等を選定すること。

6 情報セキュリティの確保に関する特記事項

(1) 保護すべき情報の範囲

ア 受注者は、本システムに関し、発注者から提供する情報その他知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下「情報セキュリティ」という。）に関して、その万全を期すこと。

イ 保護すべき情報の範囲は、次のとおりとすること。

(ア) 本件業務において、発注者が部外秘の指定をした事項に属する文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）

(イ) 本件業務において、発注者が部外秘の指定をした事項に属する物件

(ウ) 前号及び前々号を基に、担当者が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、担当者が指定したもの

(2) 再委託の禁止

ア 受注者は、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならないものとする。ただし、やむを得ず再委託をするときは、その再委託先、契約内容等を記した書面を添え、担当者の許可を得なければならない。

イ 前項ただし書により再委託をする場合、受注者が再委託先との間で締結する契約において、本仕様書と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定めるものとする。

ウ 前項の契約について、情報セキュリティの確保が十分満たされていないと担当者から指摘された場合は、速やかに是正するものとする。

エ 上記6の(2)アのただし書により受注者が再委託する場合、再委託先その他本システムに係る作業に従事する受注者以外の事業者（以下「再委託先等」という。）における情報セキュリティの確保について、受注者は本仕様書に従うよう、再委託先等に対し、必要な通知、申請、確認等を行わなければならない。

(3) 情報セキュリティ確保のための体制等の整備

ア 受注者は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しなければならない。

イ 受注者は、受注者の代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し発注者に報告しなければならない。

ウ 受注者は、保護すべき情報に接する者（受注者及び再委託先等における、派遣社員、契約社員、パート、アルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴収するとともに、取扱者の名簿を作成し、同名簿を発注者に通知しなければならない。

なお、発注者の承認を受けて、作業責任者等から提出させる誓約書を情報セキュリティの確保に関する誓約書とすることができる。

エ 受注者は、契約締結後、速やかに情報セキュリティ確保のため、取扱者に対し作業内容に応じた教育計画を作成し、発注者の承認を得なければならない。

なお、受注者があらかじめ当該計画を有する場合には、これに代えることができるものとする。

オ 発注者は受注者に対し、前項の教育計画の実施状況について、報告を求めることができるものとする。

(4) 守秘義務

ア 受注者は、保護すべき情報を契約期間中のほか、契約期間満了後においても第三者に開示又は漏えいしてはならない。

イ 取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

ウ 受注者又は再委託先等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、あらかじめ、書面により発注者に申請し許可を得なければならない。

(5) 業務管理

ア 受注者は本件業務に係る担当者が受注者に提供する情報（以下「業務情報」という。）及び担当者が受注者に貸与する本システムに関する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、受注者は、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理につき、担当者に対し一切の責を負うものとする。

イ 受注者は、発注者が指定する場所において個別業務を行う場合に持ち込む物品、業務情報、業務資料等は適正に管理するものとする。また、担当者の承諾なくしては、その場所から物品、業務資料等を持ち出してはならない。

ウ 受注者は、業務情報及び業務資料を、本システムに関する業務の実施その他担当者の指定した目的以外に使用してはならない。

エ 受注者は、業務資料について、本契約が満了したとき又は発注者から廃棄を求められたときは、担当者が認める方法により廃棄しなければならない。

オ 受注者は、業務資料を、発注者の承諾なくしては、方法のいかんにかかわらず複製・複写してはならない。

カ 受注者は、本契約が満了したときのほか、業務資料について担当者から返還を求められたときは、直ちにこれを警察本部へ返還しなければならない。

(6) 脆弱性対策等の実施

ア 受注者は、本件業務に関する業務を実施するに当たり、情報システムを使用する場合について、当該システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講じなければならない。

イ 受注者は、情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウイルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講じなければならない。

(7) 情報セキュリティの対策の履行状況の確認

ア 受注者は、契約締結後、速やかに本仕様書が定める項目を含む情報セキュリティ対策の履行状況（以下「情報セキュリティ対策履行状況」という。）を確認するとともに、確認結果について担当者に報告し、承認を得なければならない。

イ 受注者は、契約締結後、少なくとも年度ごとに1回、情報セキュリティ対策履行状況を確認するとともに、確認結果について担当者に報告し、承認を得なければならない。

ウ 情報セキュリティ対策履行状況の報告様式については、契約締結後に担当者が指示する。

エ 受注者は、再委託先等における情報セキュリティ対策履行状況についても、受注者に準じた確認を行い、その結果を担当者に対して報告し、承認を得なければならない。

(8) 情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置

ア 受注者は、受注者の従業員又は再委託先等の故意又は過失により、次の情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「情報セキュリティ事故」という。）が発生したときには、担当者に対し一切の責を負うものとする。

(ア) 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合

(イ) 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合

(ウ) 保護すべき情報を取り扱い、又は取り扱ったことのある電子計算機又は外部記録媒体にコンピューター・ウイルスの感染が認められた場合

(エ) その他、保護すべき情報のほか契約に係る情報の侵害、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

イ 受注者は、本件業務に関する業務の履行に際し、情報セキュリティ事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を担当者に報告しなければならない。

ウ 担当者は、情報セキュリティ事故が発生した場合、必要に応じ受注者に対し調査を実施することとし、受注者は発注者が行う当該調査について、全面的に協力するものとする。

エ 情報セキュリティ事故が再委託先等において発生した場合、受注者は担当者が

当該再委託先等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。

オ 受注者は、情報セキュリティ事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約満了時まで保存し、担当者の求めに応じて提出するものとする。

カ 情報セキュリティ事故が受注者の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については受注者の負担とする。

(9) 情報セキュリティ監査

ア 担当者は必要に応じ、受注者に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監査の実施のために、発注者の指名する職員を受注者の事業者その他関係先に派遣することができる。

イ 担当者は、情報セキュリティ対策に関し特段の必要が生じた場合、緊急に監査を実施することができる。

ウ 受注者は、担当者が情報セキュリティ対策に関する監査を実施する場合、発注者の求めに応じ、必要な協力（発注者の指名する職員による施設への立入り、関係書類の閲覧等）を行うものとする。

エ 発注者が再委託先等に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うことを求める場合、受注者は当該監査の実施のために必要な協力を行うこととする。

オ 受注者は、自ら情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合は、その結果を発注者に報告するものとする。

カ 発注者は、監査の結果、情報セキュリティ対策が十分満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう受注者に求めることができる。

キ 受注者は、発注者から求めがあったときは、速やかにその是正措置を講じるものとする。

### 第3章 回線等の構成

#### 1 閉域網の構成

インターネットを経由しない閉域網とし、無線区間及び有線区間を設け、次の構成とすること。(別紙1のとおり)

##### (1) 無線区間

閉域 LTE回線 50回線

##### (2) 有線区間

IP-VPN回線 10回線

#### 2 規格等

閉域網を構成するネットワーク回線の規格は、次のとおりとする。

##### (1) 共通事項

本システムを24時間 365日運用できる回線サービス(閉域網)であること。

##### (2) 閉域 LTE回線

ア 事業者閉域網に接続できること。

イ 数量

発注者が別途調達する SIMルーターに挿入するための SIMカードを50回線分用意すること。

※ SIMルーター(想定品)の規格等については、以下の表のとおりである。

ウ 接続

(ア) 閉域網に接続する閉域 LTE回線の携帯電話事業者は一社のみとすること。

(イ) 後記2の(3)のIP-VPN回線と接続が可能で、運用に当たり閉域性を損なわないこと。

エ 通信量

(ア) 一回線ごとに利用可能なデータ通信量について、上り月間 300GB以上の使用を想定したサービスを選定すること。

(イ) 前号の一月に利用可能なデータ通信量を超過した場合でも、当該超過した回線サービスの提供は停止しないこと。

オ 通信方式

(ア) FDD-LTE (4G) 規格であること。

(イ) 一回線の一月当たりのデータ通信量が規定の通信量から超過した場合、低速回線に自動で切り替わること。また、超過した翌月には前号の回線規格に自動で切り替わること。ただし、低速回線に切り替わらない場合、超過したデータ通信量に係る費用は、受注者の負担とする。

※ SIMルーター（想定品）の規格等

（日本電気(株)製 UNIVERGE WA1512相当品以上であること。）	
インターフェース	
セルラー	標準SIM、マイクロSIM、ナノSIMに対応するSIMスロット1個を有すること。
イーサネット	(1) RJ45 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-Tポート2個を有すること。 (2) IEEE802.3u/802.3に対応していること。
LTE通信機能	(1) 通信方式：FDD-LTEに対応していること。 (2) 周波数帯域：B1/B8/B18/B19に対応していること。 (3) 最大通信速度：DL（下り）：150Mbps、UL（上り）：50Mbps以上であること。
表示灯	(1) 外部から本機器の状態を視認できる表示灯が備わっていること。 (2) 表示灯は電源状態、リンク状態、通信強度の表示が可能であること。
機能	
リンクレイヤ	PPPクライアント、PPPoEクライアント、タグVLAN機能を有していること。
VPN	IPsec (IKEv1、IKEv2)、EtherIP/IPsec、L2TPv3/IPsec、L2TP/IPsec (L2TPv2/IPsec)
認証	IEEE802.1X認証、MAC認証、ログイン認証、Web認証 (HTTP/HTTPS)
運用監視	SSHサーバ、TELNETサーバ、Web-GUI、TELNETクライアント、TFTPクライアント、FTPクライアント、SNMPエージェント (SNMPv2、標準MIB、プライベートMIB)、SYSLOG、Ping、Traceroute、SNTPクライアント、自動バージョンアップ、自動コンフィグファイル更新 (FTP、HTTP)、メール送信 (Syslog、IPアドレス)、パケットダンプ、NetMeister、端末認証 (IEEE802.1X、MAC認証)、AAA、Web認証、デバイスリスト、ゼロタッチプロビジョニング、モバイルゼロタッチプロビジョニング、SIM自動判別
モバイル関連	データ通信端末PIN認証、PINロック解除、データ通信端末リカバリー、切断スケジュール、電話サーベイ、課金パケット計測、デュアルモバイル機能、IPv6対応、通信バンド表示 (内蔵モジュール)、モバイルゼロタッチプロビジョニング
その他	

	規格	(1) 本体が160mm×135mm×36mm程度であること。 (2) 本体質量が約700g程度であること。
	給電部	AC100V 50/60Hzで動作すること。
	使用環境	(1) 屋外で使用できること。 (2) 使用温度範囲-20℃～+60℃の環境で動作できること。 (3) 使用湿度範囲0%～90%の環境で結露しないこと。 (4) 横置き、縦置き、壁掛けの方法で設置できること。

### (3) IP-VPN回線

ア 事業者閉域網に接続できること。

イ 接続

(ア) 回線事業者の閉域網サーバ等のみ接続し、インターネットに接続されていないこと。

(イ) 上記2の(2)の閉域LTE回線と接続が可能で、運用に当たり閉域性を損なわないこと。

ウ 規格

(ア) 回線速度は、上り下りとも、1 Gbps (ベストエフォート) 以上の光回線であること。

(イ) 往復遅延時間は25msec以下であること。

(ウ) パケットロス率は 0.2%以下であること。

## 第4章 回線等導入作業、調整、検査、試験、保守

### 1 事前協議

- (1) 受注者は、回線等導入作業に関して検討を要する事項について、担当者と事前協議等を行うこと。
- (2) 受注者は、本件業務に関し、担当者及び機器等調達事業者と事前に協議し、連携を確認した上で本システムが滞りなく運用開始できるよう各作業を行うこと。
- (3) 機器等調達事業者への連絡調整は、担当者が行うこととする。

### 2 作業実施箇所

「別紙2 設置場所一覧」のとおりである。

回線等の導入作業に当たり、閉域 LTE回線については、詳細な作業実施箇所を契約締結後に担当者から別途指示する。

### 3 作業内容等

#### (1) 付帯工事材料等

日本産業規格又はこれに準ずるものを使用することとし、各装置の部品は互換性を持たせ、種類はできる限り少なくすること。

#### (2) 作業現場の管理

##### ア 現場責任者の指定

受注者は、作業に先立ち現場責任者を指定し、現場責任者に担当者との連絡、調整等全体の管理を行わせること。また、現場責任者及び作業現場に立ち入る作業員について、作業員名簿を作成し、発注者に提出するとともに、身分を明かす証票を付けさせること。

また、当該作業に伴い車両を使用する場合は、使用車両一覧を作成し、事前に発注者に提出し承認を得ること。

##### イ 安全管理

現場責任者は作業現場の安全衛生に努めるとともに、火災予防、盗難防止等設置現場の管理に万全を期すこと。

公道においては、道路交通法等関係法令を遵守し、周辺の交通の安全と円滑を図るとともに、交通誘導員を配置するなど、交通事故の防止を図ること。

##### ウ 作業時間

作業は、原則として京都府の休日を定める条例（平成元年京都府条例第4号）に規定する府の休日（以下「休日」という。）を除く午前9時00分から午後5時45分の間に行うこととし、やむを得ず前記時間外に行う場合は、事前に担当者の承認を受けること。

##### エ 作業計画書の作成

受注者は、作業の着手に先立ち、作業体制及び作業内容を明確にした作業計画書を提出し、発注者の承認を得ること。

##### オ 既設工作物等の損傷時等の措置

(ア) 受注者は、既設工作物や建造物、その他施設に損害を与えないように作業をすること。また、従事者及び第三者の生命、身体に危害を与えないように作業をすること。

(イ) 受注者は、万が一損害等を発生させた場合は、速やかに発注者に報告すること。また、原状回復措置や損害賠償が必要な場合は、受注者の責任において解決すること。

#### カ 作業の立会い

回線等の導入後では容易に確認できない部分については、事前に担当者の立会いを受けること。ただし、担当者の承認を得た事項は、写真をもってこれに代えることができる。

#### (3) 各種申請等手続

ア 受注者は、本件業務で必要となる関係機関・事業者に対する申請等の手続（連絡、調整、協議を含む。）を受注者の負担で実施すること。

イ 受注者は、手続の進捗について担当者に随時報告するとともに、手続に際し、疑義等が生じた場合は、事前に発注者と協議すること。

#### (4) 回線等導入作業（無線区間）

ア 無線区間は閉域（インターネットを経由しない）LTE回線とし、受注者は、当該電気通信サービスの利用に必要なSIMカードを用意すること。

イ 発注者が別途調達するSIMルーターの据付けまでに、SIMカードを手配すること。

ウ 受注者が手配した各SIMカードのSIMルーターへの挿入作業は、機器等調達事業者が行うものとする。

エ 各SIMカードの認証作業を行い、各回線が利用できるようにすること。

オ 各SIMカードの不正利用が行われないように措置を執ること。

#### (5) 回線等導入作業（有線区間）

ア 別紙2に示す設置場所にIP-VPN回線を引込み、また終端装置（ONU）を設置すること。なお、設置箇所の詳細については、契約締結後、各設置場所ごとに担当者と事前に協議することとし、担当者から具体的な指示を受けること。

イ 引き込み及び配線に当たり、京都府警察の庁舎・設備等に既設の配管等を使用する場合は、事前に発注者に確認し、承認を受けること。

ウ 引き込み及び配線に当たり、京都府警察の庁舎・設備等に変更（壁への穿孔等）を加え、新たに配管等が必要となる場合は、事前に発注者と協議の上、必要となる配管等の設置を受注者の責任において実施することとし、その費用は受注者の負担とする。

エ 原則、配線を露出させないこと。配線が露出する場合は、必要な保護対策を実施すること。

オ 各終端装置（ONU）の認証手続を行い、各回線が利用できるようにすること。

#### (6) 無線区間と有線区間の接続

上記3の(4)及び(5)を閉域網サーバ等で接続し、本システムの正常な運用に必要な品質（常態的な遅延、切断、接続不良のない状態をいう。）の閉域網を実現す

ること。

(7) ネットワーク回線における画像データの取扱い

ネットワーク回線（有線区間、無線区間及び接続箇所）のいずれかの場所（基地局及び閉域網サーバ等を含む。）に、各カメラから送信される画像データが蓄積されないようにすること。

4 設定

受注者は、機器等調達事業者と調整し、本システムの運用に必要な設定情報等の共有を行うこと。

5 検査

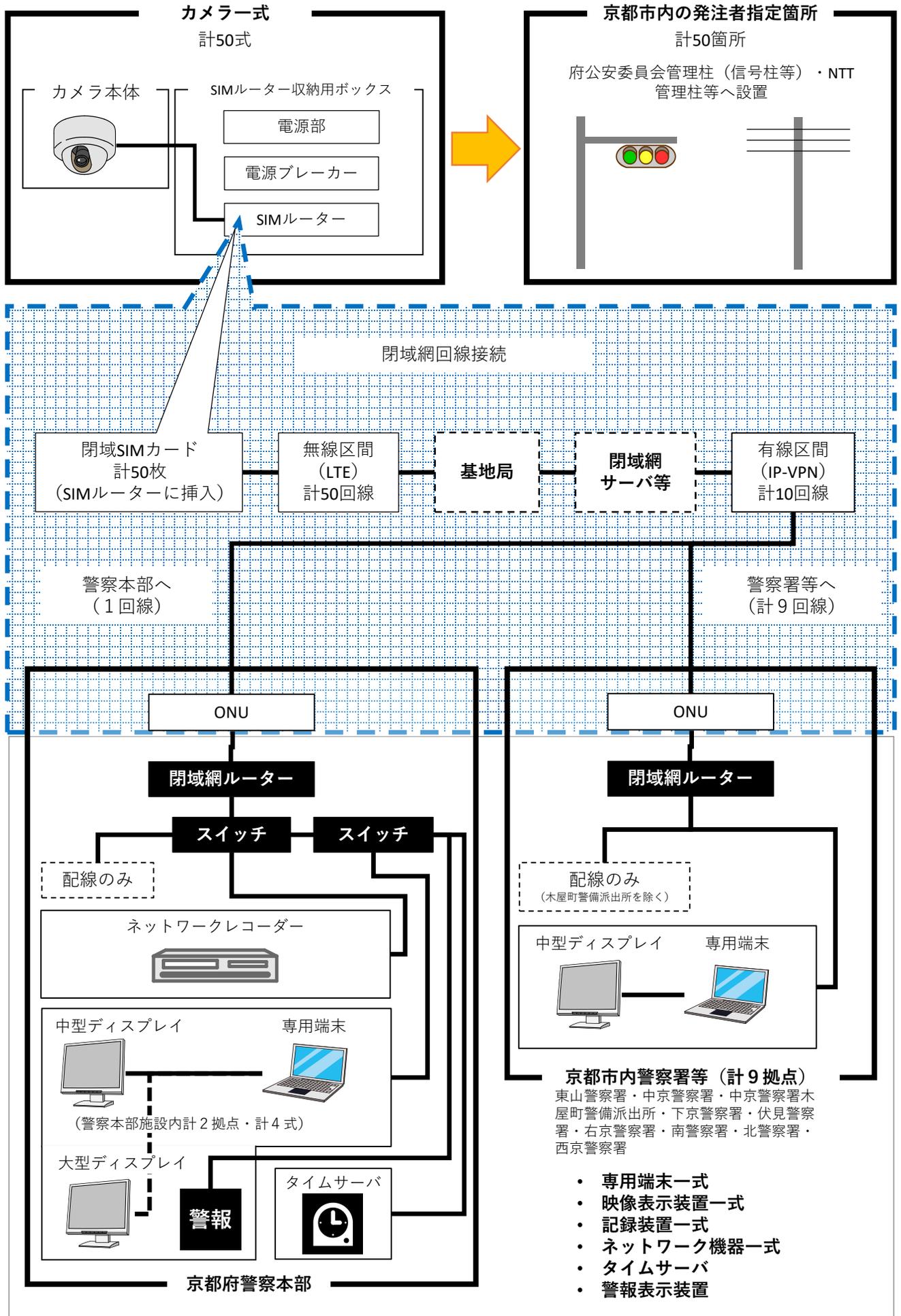
- (1) 受注者は、回線等の導入が完了した場合は、担当者にその旨報告するとともに、完成検査を受けること。
- (2) 受注者は、別途指示する完成検査に必要な書類を準備すること。
- (3) 受注者は、完成検査において発注者から指摘された事項を速やかに改善し、担当者に報告するとともに、再検査を受けること。
- (4) 完成検査及び再検査は、担当者が指定する者の立会いにより、目視で実施することから、受注者は検査に必要な説明等を行うこと。

6 試験

- (1) 契約締結後に別途担当者が指示する評価期間に、発注者において本システムの試験利用ができるようにすること。
- (2) 機器等調達事業者と調整し、試験を実施することとし、試験方法、試験項目等について、事前に担当者との調整し、承認を受けること。
- (3) 試験は、担当者の立会いにより、本システムが正常に動作することを確認するものとする。  
試験は、別途機器等調達事業者が調達する機器等との接続を含むものとし、正常時、異常時及び高負荷時の動作確認について試験するほか、疑似障害及び復旧動作について確認すること。
- (4) 受注者は、接続試験において異常が認められた場合は、速やかに原因を究明し、担当者に報告するとともに、対策を講じた上で、再試験を受けること。
- (5) 試験結果は試験成績書として担当者に提出すること。

7 保守対応

- (1) 受注者が導入したすべての回線等を保守対象とすること。
- (2) 回線障害が発生した場合は、直ちに担当者に連絡し、対応を協議するとともに、原因を究明し、受注者の負担において必要な措置を速やかに講じること。
- (3) 復旧後は、担当者に原因及び講じた措置について書面で報告するとともに、必要な予防策を講じること。



## 別紙2 設置場所一覧

### 1 閉域 LTE回線

詳細な設置場所については、契約締結後に発注者から別途指示する。

設置場所	数量	単位	備考
東山警察署管内	16	回線	
中京警察署管内	8	回線	
下京警察署管内	10	回線	
伏見警察署管内	4	回線	
右京警察署管内	5	回線	
南警察署管内	4	回線	
北警察署管内	2	回線	
西京警察署管内	1	回線	
合計	50	回線	

### 2 IP-VPN 回線

IP-VPN 回線は、以下の設置場所に引き込み、終端装置（ONU）を設置すること。

設置場所	数量	単位	所在地
京都府警察本部 本館（6階）	1	式	京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町 85番地3
東山警察署（2階）	1	式	京都市東山区清水4丁目185-6
中京警察署（4階）	1	式	京都市中京区壬生坊城町48-16
中京警察署 木屋町警備派出所	1	式	京都市中京区木屋町通四条上る二丁目下樵 木町195-4
下京警察署（7階）	1	式	京都市下京区烏丸通高辻上る大政所町682
伏見警察署（2階）	1	式	京都市伏見区下鳥羽浄春ヶ前町101
右京警察署（4階）	1	式	京都市右京区太秦蜂岡町31
南警察署（5階）	1	式	京都市南区西九条森本町39-2
北警察署（2階）	1	式	京都市北区紫竹東桃ノ本町25
西京警察署（3階）	1	式	京都市西京区山田大吉見町7・8合地
合計	10	式	